

「広島国道ボランティア・ロード」にかかる協定書（案）

広島国道ボランティア・ロード協定書

（以下「実施団体」という）と国土交通省中国地方整備局広島国道事務所（以下「広島国道事務所」という。）

及び 市は、 市内の道路管理について次のとおり協定を交わすものとする。

（目 的）

第 1 条 「広島国道ボランティア・ロード」とは、地域住民、企業等が実施団体となり、市町村および道路管理者が協力して道路の清掃（緑化）等の活動を行い、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的とする。

（実施区域）

第 2 条 本協定に基づく、管理を行う区間（以下「実施区間」という。）は、次の区間とし、別添図のとおりとする。

路 線 名	一般国道	号
区 間	市 町 丁目地内	
	k	～ k 下り（歩道及び植樹帯）

（実施期間）

第 3 条 本協定に基づく管理を行う期間（以下「実施期間」という。）は、協定締結日から実施区域が存続する期間までとする。なお、実施期間中に本協定内容の履行が困難となった場合には、実施団体、〇〇市及び広島国道事務所の三者において別途協議する。

(責任分担)

- 第4条 1. 実施団体は、歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業を行う。
2. 〇〇市は、実施団体および広島国道事務所との連絡調整を行う。また、「実施団体」が回収したゴミの処理に協力する。
3. 広島国道事務所は、実施団体が必要とする清掃用具等を準備し、実施区域を明らかにするため事業の愛称名、実施団体及び道路管理者を表示するサインボードを設置し、実施団体の活動中の事故等に備えた保険への加入費用を負担する。

なお、詳細については、別途確認書で定める。

(活動中の事故等)

- 第5条 実施団体による「広島国道ボランティア・ロード」活動中の事故、及び第三者との紛議については、実施団体の責任とする。

(協定の終了及び解除)

- 第6条 1. 実施団体が協定期間中に解除を申し出たとき、協定若しくはこれに基づく確認書に規定する責任を果たしていないときまたは実施団体としてふさわしくないと認められるときは、広島国道事務所は、〇〇市と協議のうえ協定を解除することができる。
2. 実施期間が終了したときまたは協定が解除されたときは、広島国道事務所は、第4条の3に基づくサインボードを撤去する。

(疑義の処理)

第7条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合には、三者
が協議して定める。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名捺印し、各
自1通を保有する。

年 月 日

市 町 丁目 番 号

●●会

会長 ○○ ○○

市 丁目 番 号

市 長

×× ××

広島市南区東雲2丁目13番28号

国土交通省中国地方整備局

広島国道事務所長

□□ □□